

# 地域枠等から離脱した学生の取扱い

健康医療福祉部医療政策課

## 地域枠等から離脱した学生の取扱い

- 現行の離脱に係る同意基準（内規）
- 学生時の離脱に係る取扱いを規定するにあたって

## 現行の離脱に係る同意基準（内規）

- 全国的に地域枠の離脱が問題となったことを踏まえ、厚生労働大臣の要請に基づき、日本専門医機構が令和3年度登録者から県の同意を得ずに離脱し、専門研修を開始した地域枠医師については、専門医認定を行わないこととなった。
- 本県としても、地域枠の離脱の取扱いについて、一定の基準を定める必要があることから、内規において同意基準を定め、令和3年4月からこの基準により、同意・不同意を判断してきた。
- なお、本内規による同意基準は、専門研修開始時のみならず、義務年限中の全ての段階において離脱する医師に対し、適用することとした。

# 現行の離脱に係る同意基準（内規）

離脱事由	同意・不同意	同意基準	証憑（例）
1 疾病・障害等による就労不能	右記の場合に限り同意	県内で医師として通常の勤務をすることが困難で、かつ、回復の見込みがない場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の意見書、診断書</li> <li>・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し</li> <li>・介護保険被保険者証の写し等</li> </ul>
2 家族の介護	右記の場合に限り同意	貸与者本人が日常的に当該家族を介護する必要性があり、かつ、相当期間にわたることが見込まれるため、県内で医師として通常の勤務をすることが困難な場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の意見書</li> <li>・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し</li> <li>・介護保険被保険者証の写し</li> <li>・要介護者との続柄を証明できる書類（住民票等）や、その他家族構成がわかる書類（住民票、戸籍謄本等）等</li> </ul>
3 自己都合によるもの 【例】結婚（事実婚またはこれに相当するものを含む。）、キャリア形成のため、家業を継ぐ、通勤の都合等	不同意		
4 その他 上記以外の類型化できない事例		個別判断	

※退学、国試不合格等により医師免許の取得ができない場合や、医師になった後の死亡による離脱については、そもそも医師としての就業が不可能であり、同意または不同意についての判断の余地がない。

# 学生時の離脱に係る取扱いを規定するにあたって

■卒業後に従事要件が課されている学生（医師養成奨学金※1および医学生修学資金※2の被貸与者）が従事要件から離脱した場合に適用する学生の取扱いがないので定めたい。

※1 滋賀医科大学医学部に入学した地域枠の学生を対象とする貸付金

※2 地域枠以外の学生を対象とする貸付金

適用時期	離脱時期	奨学金（地域枠）	修学資金
臨床研修	学生	<u>規定なし</u>	<u>規定なし</u>
	医師	<u>内規を適用</u>	<u>内規を適用</u>
専門研修	学生	<u>規定なし</u>	<u>規定なし</u>
	医師	<u>内規を適用</u>	<u>内規を適用</u>

# 学生時の離脱に係る取扱いを規定するにあたって

- 臨床研修および専門研修における地域枠等の離脱者に対する取扱いは、いずれも都道府県ごとの判断に委ねるような制度設計になっている。
  - 臨床研修（臨床研修費補助事業での取扱い（平成31年度から明記））
    - 都道府県又は大学がその離脱を妥当なものと評価していない研修希望者を採用した場合、補助金を交付しないことがある。
- 都道府県の判断が離脱学生のキャリア選択に影響するため、都道府県が持つ責任は大きい。

## 地域枠等から離脱した学生に対する 同意・不同意の判断

- 学生時の離脱に係る取扱いの検討
- 取扱い（案）について

## ポイント①：貸与契約としての従事要件

- 貸与契約としての従事要件は、医師免許を取得した日から起算して定められた期間を義務年限とし、県内の病院において診療業務に従事することで返還免除となる要件である。
- 学生時に貸与契約の解除に該当した者は、在学中に卒業後の従事要件が解消されるため、従事要件からの離脱と言えない。

## ポイント②：地域枠としての従事要件

- 医師養成奨学金の被貸与者（地域枠の学生）は貸与契約としての従事要件だけではなく、国の定める地域枠としての定義において、従事要件が課されている。貸与契約の有無に関わらず、入学時点で卒業後の従事要件が課されている。
- 退学等により医師としての就業が不可能な場合を除き、学生時に地域枠から離脱することは考えられないため、医師を対象とした内規が準用される。

## ポイント③：他の都道府県での取扱い

- 他都道府県に調査した結果、都道府県独自の貸付金については、離脱理由を判断していないという回答が多かった。
  - 都道府県独自の貸付金制度の有無について
    - あり 32
    - なし 14
  - 「あり」と回答した32の都道府県は学生時の離脱理由の同意・不同意を判断しているか

	奨学金（地域枠）	独自の貸付金
判断している	22	4
判断していない	8	23
検討中・想定していない	2	5

# 取扱い（案）について

適用時期	離脱時期	奨学金（地域枠）	修学資金
臨床研修	学生	<u>内規を適用</u>	<u>従事要件が課されていない</u> → <u>判断しない</u>
	医師	<u>内規を適用</u>	<u>内規を適用</u>
専門研修	学生	<u>内規を適用</u>	<u>従事要件が課されていない</u> → <u>判断しない</u>
	医師	<u>内規を適用</u>	<u>内規を適用</u>

- 今後、学生時に従事要件を離脱する者については、上記のとおり取り扱うこととしたい。
- なお、現在検討中となっている、日本専門医機構の地域枠等医師の取扱いが明確にされ、地域枠医師の対象を国が定義する地域枠のみとした場合は、修学資金の被貸与者の医師に対し、専門研修における同意・不同意を判断する必要はなくなる。

## 地域枠に対する同意基準の 新たな適用範囲の検討

# 新たな同意基準の適用範囲の検討

いつ入学した地域枠学生から、今回定めた取扱いを適用すべきなのかについて、最適な適用範囲を検討した。

## ■地域枠の選抜方法を変更した時期

- 令和元年度以前は、大学入学後の手上げ方式により、地域枠学生を選抜していたが、令和2年度以降は入試の段階で別枠方式により選抜する方法に変更したため、入学前から県内で診療業務に従事しなければならないことを理解して入学している。

## ■医師養成奨学金貸与要綱の改正時期や医師キャリア形成プログラムの適用を義務化した時期

- 令和2年度に医師キャリア形成プログラム（以下、プログラムという。）を制定した。
- プログラムにおいて、奨学金の貸与要綱に規定する就業義務年限と同期間をプログラム参加の期間とし、被貸与者は参加を義務とするように定めた。

よって、令和2年度入学の地域枠学生から適用するのが適当